

2025 年度 高知大学海洋コア国際研究所
共同利用・共同研究拠点「地球掘削科学国際研究拠点 (JURC-DES)」
共同利用・共同研究 公募要領

高知大学海洋コア国際研究所（以下「研究所」という。）は、研究所の施設と研究所設置の分析機器群、研究所に保管しているコアを活用し地球掘削科学及び関連分野の発展に資する研究を推進するため、「地球掘削科学国際研究拠点」（以下、本拠点）を運営しています。

この度、2025 年度に本拠点で実施する研究課題等を下記のとおり募集します。

記

1) 募集種目（2 ページの一覧表も参照してください）

(A) 共同利用：研究所設置の分析機器群（※1）を利用する研究課題。研究所に所属する専任・兼務教員（特任教員を除く常勤教員）（※2）を共同研究者や分担者に含まない機器共同利用。

(AY) 共同利用（若手）：(A) 共同利用のうち、申請者の年齢が 2025 年 4 月 1 日時点で 35 歳以下の者の課題。

(B) 共同研究（機器利用型）：研究所設置の分析機器群（※1）を利用する研究課題であり、かつ、研究所に所属する専任・兼務教員（特任教員を除く常勤教員）（※2）が「共同研究者」として参画する研究課題（科学研究費補助金など競争的資金等による研究を含む）。研究所で保管するコアの利用を推奨しますが、必須ではありません。

(BY) 共同研究（若手）：(B) 共同研究（機器利用型）のうち、申請者の年齢が 2025 年 4 月 1 日時点で 35 歳以下の者の課題。

(C) 共同研究（一般）：研究所設置の分析機器群（※1）の利用を伴わない研究課題で、かつ、研究所に所属する専任・兼務教員（特任教員を除く常勤教員）（※2）が「共同研究者」として参画する研究課題（科学研究費補助金など競争的資金等による研究を含む）。

（※1）共同利用・共同研究に供する主要設備一覧（項目 3）を参照

（※2）研究所教員一覧（下記 URL）を参照

<https://www.kochi-u.ac.jp/marine-core/about/member.html>

地球掘削科学国際研究拠点 (JURC-DES)
共同利用・共同研究・研究集会の公募の概要

	A 共同利用	AY 共同利用 (若手)	B 共同研究 (機器利用型)	BY 共同研究 (機器利用型) (若手)	C 共同研究 (一般)	M 研究集会
申請代表者	拠点外 (国内在住)	拠点外 (国内在住) (35歳以下)	拠点外 (国内在住)	拠点外 (国内在住) (35歳以下)	拠点外 (国内在住)	拠点外 (国内在住)
拠点内の 共同研究者	×	×	○共同研究者	○共同研究者	○共同研究者	○対応者
設備・機器の 利用	○	○	○	○	×	×
保管コア (IODP/学 術)の利用	×	×	△	△	△	×
公募時期	2月、8月	2月、8月	2月、8月	2月、8月	2月、8月	2月
実施期間	半年 (前期及び後期) または1年 (前後期)	半年 (前期及び後期) または1年 (前後期)	半年 (前期及び後期) または1年 (前後期)	半年 (前期及び後期) または1年 (前後期)	半年 (前期及び後期) または1年 (前後期)	—
機器利用料	無償	無償	無償	無償	—	—
拠点からの研 究費支援	無	有 (1課題旅費 年1回)	無	有 (1課題旅費 年1回)	無	有 (会議費、一部 旅費)

【○必須、△推奨、×不要】

2) 対象とする研究内容

公募は、次のいずれかに関連する研究を対象とします。

- a) 国際深海科学掘削計画 (IODP) および国際陸上科学掘削計画 (ICDP) に関わる地球掘削科学に関する研究
- b) IODP/ICDP 以外の地球掘削科学に関する研究
- c) 地球惑星科学に関する基礎研究
- d) 海底エネルギー・鉱物資源に関する研究
- e) 地球惑星科学・生命科学など分野横断型研究

3) 利用施設・設備

研究所設備のうち利用可能な設備は、研究所ウェブページ(※3)の「共同利用・共同研究に供する主要設備一覧」を参照してください。

なお、先端研究基盤共用促進事業 (文部科学省科学技術・学術政策局) により整備した「高知コアセンター分析装置群共用システム (以下「共用システム」という。)」(※4) において、研究所と国立研究開発法人海洋研究開発機構 (以下「JAMSTEC」という。) が保有する機器の共用化を図り、JAMSTEC が保有する一部の機器も利用可能です。ただし、共用システムを介した機器利用については経費の負担が必要となります。詳細は、受入担当者 (機器担当者) とご相談ください。

また、施設・設備の利用においては、「高知大学海洋コア国際研究所共同利用・共同研究の手引き」及び高知大学海洋コア国際研究所長 (以下「研究所長」という。) の指示に従ってください。

(※3) <https://www.kochi-u.ac.jp/marine-core/share/national.html>

(※4) <https://www.kochi-core.jp/kyoyo/index.html>

4) 研究実施期間

[前期]

2025年4月1日から2025年9月30日までの一定期間

[後期]

2025年10月1日から2026年3月31日までの一定期間

5) 応募資格

- a) 大学及び学術研究機関に属する研究者（大学院生を含む）
- b) 研究所長が適当と認めた者

注) 大学院生は申請者及び分担者になることができます。学部学生は申請者になることはできません。

6) 応募方法（申請フロー図参照）

研究所受入担当者（種目 A、AY）または共同研究者（種目 B、BY、C）と十分な打合せを行った上で、次の様式により 2025 年度申請書を作成してください。

様式 AB1 : A 共同利用、AY 共同利用（若手）、B 共同研究（機器利用型）、BY 共同研究（機器利用型）（若手）

様式 AB1 別添—ITRAX マシントイム調整アンケート : 上記種目のうち、利用する機器・設備として「XRF コアスキャナ（ITRAX）」を含む申請課題。ITRAX は供用可能日数に対して応募課題件数が多くマシントイムがひっ迫しているため、従来通り様式 AB1 に「利用希望期間」を記載頂くことに加えて、本別添書類として、必要最小限の利用日数を記入して提出してください。

様式 C1 : C 共同研究（一般）

申請書は、E-mail にて、題名を「共同利用・共同研究申請」として下記アドレス宛に提出してください。応募書類受領後、事務局から受領の連絡をいたします。

【提出先】

高知大学海洋コア国際研究所共同利用・共同研究拠点事務局

E-mail: core-kyodo@kochi-u.ac.jp

なお、採択された場合には、所属長の承諾書を提出頂くこととなりますのでご留意願います。

7) 申請書作成の注意事項

・申請書の作成に当たっては、科学研究費補助金の応募書類作成に準じて焦点を絞り具体的かつ明確に記載してください。大学院生が申請者となる場合は指導教員の指導を受けてください。

・2. 申請情報：同じ研究課題名で引き続き利用申請する場合は 3. 区分を「継続」としてください。半年ないし 1-2 年実施期間が空いた場合も「継続」課題とします。

・4. 分析試料：機器・設備の利用の目的が達成されるかどうかの検討や、機器のマシントイムを試算するための基礎情報となるため、分析試料の情報をできるだけ詳しく記述してください。また、不適切な研究活動を防止するため、試料の所有者と使用許諾の有無を記述してください。所有者については以下を参照のこと。

※研究者によって採取された試料：個人名

※JAMSTEC 船舶の航海で採取された試料：JAMSTEC

※IODP 航海のうち Chikyu のコア試料：JAMSTEC

※IODP 航海のうち JOIDES Resolution のコア試料：NSF

※IODP 航海のうち特定任務船 MSP のコア試料：ESO (ECORD Science Operator)

8) 法令等の遵守の義務について

試料採取に際し、法令等の遵守が義務づけられている試料（生物試料を含む）に関しては、申請書の「法令等の遵守の義務」欄の「有」にチェックを記入し、「法令等を遵守する義務の別」欄の該当する事項にチェックを記入してください。

具体例としては、

- ① ワシントン条約において規制されている動植物、加工製品等（サンゴやシャコ貝、象牙など）

<関係 URL>

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/06_washington/index.html

- ② 世界遺産や国の史跡・名勝・天然記念物等で採取した岩石・鉱物・生物などの地質・生物試料等
- ③ 国立・国定公園、特別保護区等で採取した岩石・鉱物・生物などの地質・生物試料等
- ④ 「生物多様性条約」及び「名古屋議定書」に定められた遺伝資源へのアクセスと利益配分（特に海外の遺伝資源を扱う場合）に基づいた対応、措置を行ってください。海外で取得した海底コア試料や土壌試料を用いた生物学的な課題（海底コアの場合、排他的経済水域内の掘削試料）は名古屋議定書の対象となりま

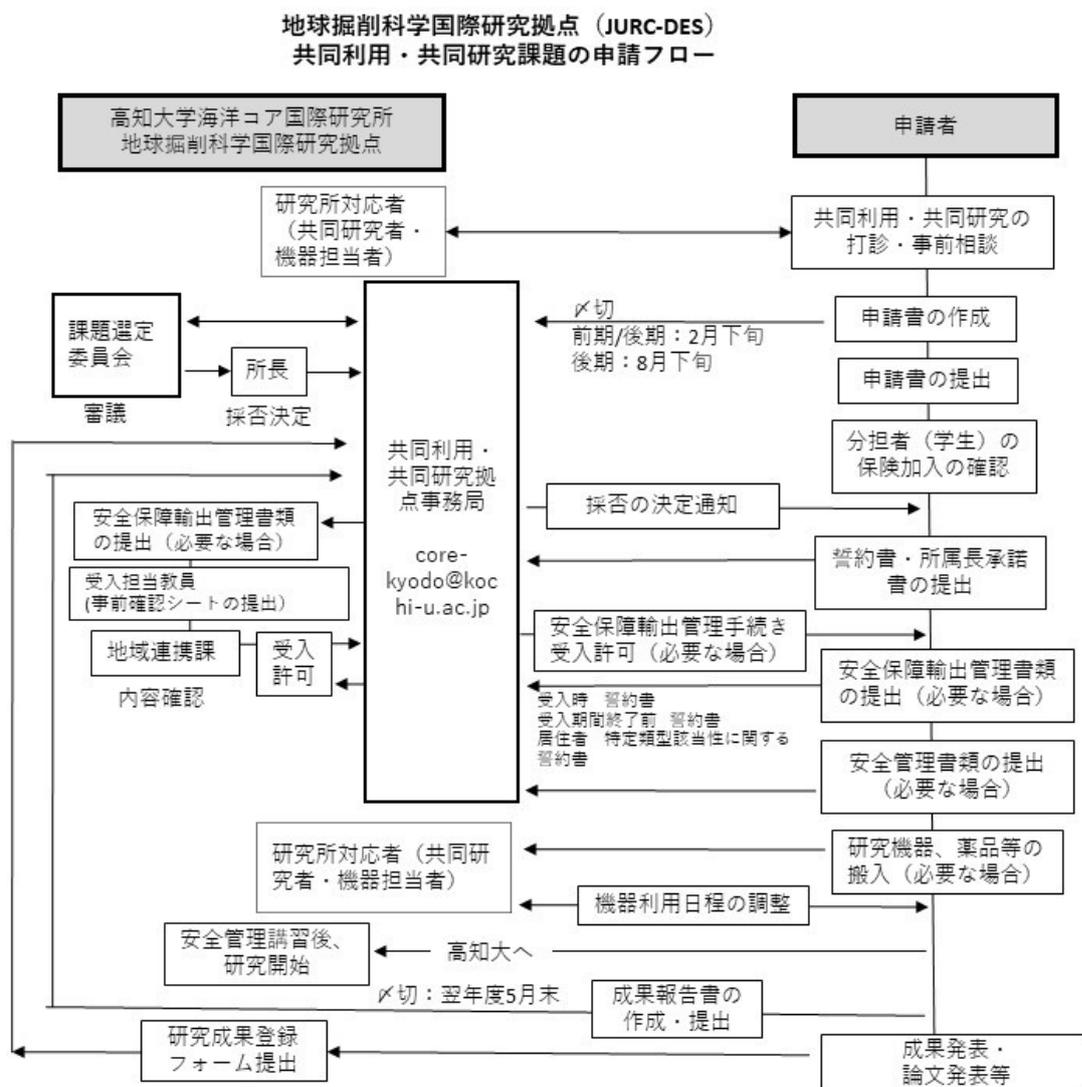
すので、ご注意ください。

<関係 URL> <https://www.cbd.int/abs/>

⑤ 植物防疫法（第7条）に係る試料（土壌サンプル）等

<関係 URL>

https://www.maff.go.jp/pps/j/law/houki/horitsu/horitsu_5_html_5.html



9) 申請書提出期間

申請書提出は、下記のとおりとします（期限厳守）。様式 AB1（および様式 AB1 別添—ITRAX マシнтаイム調整アンケート）または 様式 C1

[前期のみ/前期及び後期] 2025年2月3日（月）～2月28日（金）17時まで

[後期のみ] 2025年8月1日（金）～8月29日（金）17時まで（※5）

ただし、この提出期間以外で申請を希望する場合は、随時用の申請書を提出してください（※5）。学術的な重要性や教育的配慮などから判断される必要性および緊急性

についても審議されます。この場合、原則として利用希望開始日の1ヶ月前までに申請書を提出してください。様式 AB3

(※5) 利用する機器・設備として「XRF コアスキャナ (ITRAX)」を含む申請課題については、2月末締切公募で採択されたる関連課題の ITRAX 総利用日数が既定の供用可能日数(営業日数の50%)を超える場合は、随時募集および8月末締切の後期公募では、ITRAX を利用する課題の募集は行いません(後期に利用を希望することが分かっている場合は、前・後期での申請をご検討下さい)。

10)採否の決定等(申請フロー図参照)

高知大学海洋コア国際研究所課題選定委員会における審議を経て、研究所長が採否を決定し、各応募者にE-mailで通知します。

[前期のみ/前期及び後期] 2025年3月下旬予定

[後期のみ] 2025年9月下旬予定

[随時受付] 申請書を受理してから約3週間後

採択者は、採択通知受領後、誓約書及び所属長の承諾書を速やかに提出してください。

採択者は、研究所受入担当者(種目A、AY)または共同研究者(種目B、BY、C)と調整の上、研究所の施設・設備の利用日時を確定してください。なお、諸事情により利用期間内に研究所の施設・設備を利用できないことが確定した場合には、その旨を文書(利用できない理由も含め)で事務局までお申し出ください。

なお、採択番号・課題名・申請者氏名・所属(職名)については、研究所のウェブページに掲載させていただきます。掲載を望まない事項がある場合は、事務局までお申し出ください。

11)申請内容の変更

採択後、研究所利用者の追加・変更を含め申請書の内容を一部変更しようとする場合には、利用前に速やかに研究所受入担当者(種目A、AY)または共同研究者(種目B、BY、C)に相談の上、変更申請書を事務局まで提出してください(なお、内容によっては変更が認められない場合があります)。

12)経費負担

採択課題に対しては、設備の利用および技術の提供に関わる経費は、原則として無料とします。研究に必要な消耗品等の経費は、原則として利用者負担とします。

13) 旅費支援

希望がある場合は、(AY) 共同利用 (若手)、(BY) 共同研究 (機器利用型) (若手) の採択課題に対して、研究所への来訪に必要な旅費・滞在費を支援します。申請書 (様式 AB1) の該当箇所にチェックマークを付記し、希望する旅費支援の内容を記載してください。限られた予算内での支援のため、下記の条件とさせていただきます。

- ① 申請者 1 人につき年度に 1 回のみの旅費支援とします (同一の申請者が、同一の年度に複数の課題で旅費支援の申請をすることはできません)。
- ② 申請は、通常の前期・後期申請 (2 月および 8 月募集) に限り、随時申請は対象外とします。
- ③ 支援対象は申請者本人のみとします。
- ④ 滞在費は実費程度 (キャンパス内宿舎宿泊費など、日当は無し) に調整し、総額 10 万円程度を上限とします。
- ⑤ 2025 年度の支援件数は 20 件程度の予定です (全ての希望に対して支援が出来ない場合があります)。2 月募集の採択課題で支援枠の上限に達するなどの場合は、8 月募集では旅費支援の申請を受け付けられない場合があります。

14) 知的財産権の取扱

原則として、利用者の所属する機関の発明等に関する規程により、知的財産権は利用者又は利用者の所属する機関に帰属することとなります。ただし、本学研究者等の知的貢献が認められる場合における当該発明等の取扱については、本学と別途協議する必要があるため、高知大学発明規則第 2 条第 1 号に規定する発明等が生じた又は生じる可能性がある場合には、速やかに事務局にお申し出ください。また、利用者の所属する機関等が単独で出願等の手続きを行おうとする場合には、当該発明等に係る知的財産権出願等の前に、あらかじめ事務局にお申し出ください。

<p>注) 高知大学発明規則第 2 条第 1 号に規定する「発明等」とは、次に掲げるものをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none">・特許権の対象となるものについては発明・実用新案権の対象となるものについては考案・意匠権、商標権、回路配置利用権及びプログラム等の著作権の対象となるものについては創作・品種登録にかかわる権利の対象となるものについては育成・ノウハウを対象とするものについては案出

15) 成果報告 (申請フロー図参照)

採択者は、2025 年度の共同利用・共同研究を実施後、様式 AB2または様式 C2によ

り該当の報告書を作成し、2026年5月29日17時までに事務局に提出してください。
報告書の内容は、研究所年報に掲載し、研究所ウェブページにて公表させていただきます。

また、「研究成果登録フォーム (excel)」にて、事務局への成果 (論文, 学会発表, 卒業論文・修士論文・博士論文など) の報告をお願いします。報告の際、論文・報告等の PDF ファイルもしくは別刷りまたは写しの提出もお願いします。当該論文の著者・所属・共著者・論文タイトル・掲載誌名巻号・該当課題番号等は、本研究所の拠点活動の成果として公表されます。

なお、研究所が主催するシンポジウム等で研究成果の発表をしていただくことがあります。

【謝辞記載のお願い】

共同利用・共同研究の成果を学術雑誌等に発表される場合には、研究所の共同利用・共同研究に基づく研究成果であることを次のように謝辞に付記してください。共同利用・共同研究拠点の中間評価および最終評価など文部科学省への報告書類において、謝辞に記載がある論文のみが、共同利用・共同研究拠点活動の成果論文として認められる仕組みとなっていますので、漏れなく記載して下さい。

和文：本研究は高知大学海洋コア国際研究所共同利用・共同研究 (採択番号) のもとで (海洋研究開発機構の協力により) ※ 実施されました。

英文： This study was performed under the cooperative research program of Marine Core Research Institute (MacRI) , Kochi University
<Accept No. > (with the support of JAMSTEC)※.

括弧書き※部分については、主要設備一覧中 #印のついている設備を使用した場合にのみ記載してください。

16) 問い合わせ先

高知大学海洋コア国際研究所共同利用・共同研究拠点事務局
〒783-8502 高知県南国市物部乙 200
Tel: 088-864-6712
E-mail: core-kyodo@kochi-u. ac. jp

高知大学と国立研究開発法人海洋研究開発機構 (JAMSTEC) は、研究所施設を共同で管理運営しており、当該施設に対して「高知コアセンター」という共通名称を用いています。共同利用・共同研究は、国立研究開発法人海洋研究開発機構 (JAMSTEC) の協力を得て実施されます。